

防災マニュアル

重要 要保存
〈保護者用〉



府中市立武蔵台小学校

1 保護者の方に知っていただきたいこと

- (1) このマニュアルは、災害時または災害が予想される場合に適用されます。
しかし、場合によっては学校の対応がマニュアル通りに行われない場合も想定されます。したがって、本マニュアルは、基本の対応だということをご理解いただき、保護者の皆様には、普段から災害に備えるとともに、災害時における自主的な判断をお願いいたします。
- (2) 「防災マニュアル」の中で一番重要なことは【連絡】です。しかしながら、緊急時において、配信されます一斉メールの配信不能、電話回線の不通、気象状況などの急な事態も予測されます。ご家庭でも災害状況から判断される適切な対処を親子で話し合ってください。最も大切な『子供の命を守る』ということを考えての対応をお願いいたします。緊急時に本マニュアルが有効に運用されるためには、全保護者の皆様の協力が不可欠です。
- (3) 住居形態によって、下校後の児童の対応が異なります。一戸建ての住宅の場合は、近隣の住民との連携、集合住宅の場合、オートロック式の入り口の問題等を含め、保護者不在時、児童の安全確保をどのように図っていくか、核。
- (4) 災害はいつ起きてもおかしくありません。

<お子様が登下校中の場合>

- ア. 建物、電柱、塀などから速やかに離れて、落下物や倒壊物がない場所（**お** **う** **た**）に避難するように、日頃から注意を促してください。
（=**お**ちてこない、**う**ごいてこない、**た**おれてこない）
- イ. 登校中、下校中は児童自らの判断が必要となります。
- ウ. 安全に気をつけて、登下校するように、日頃から注意を促してください。
- エ. 災害が起きた時、安全な場所（公園、集会場等）に一時避難し、近隣の大人の指示を求めるようにしてください。

＜お子様が家庭にいる場合＞

- ア. 自宅待機の際には、外出をしない、火の扱いをしないなどの安全対策ルールを守らせてください。
- イ. 家庭内で、家具の転倒防止、家の中に安全スペース(落下物や倒壊物がない場所)を作るなどして防災対策を徹底してください。

普段から、家庭内で防災に関する話し合いをしましょう。

- ウ. 児童が下校した時に、保護者が不在の場合、不安になってしまいます。普段から行き先を書いたメモを残すなど、不在の場合の対応策を話し合ってください。

保護者の居場所は常にお子様に伝えておいてください。

- エ. 地域内、保護者間とも児童の安全をいかに確保するかを普段から話し合っておいてください。

＜お子様が学童クラブ、放課後子ども教室にいる場合＞

仕事を常勤でされている保護者の場合、学童クラブ及び放課後子ども教室との連絡を密にしてください。学童クラブと小学校は管轄が違いますので、学校に学童クラブの対応を、問い合わせても分かりません。学童クラブ及び放課後子ども教室の担当者へ連絡、確認をお願いします。

「特別警報」が発表されたら・・・

気象庁は、平成25年8月30日（金）に「特別警報」の運用を開始しました。気象庁は、これまで大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害が起こるおそれのある時に、警報を発して警戒を呼びかけていました。これに加え、今後は、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予測され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発し、最大限の警戒を呼びかけます。

特別警報が対象とする現象は、18,000人以上の死者・行方不明者を出した東日本大震災における大津波や、我が国の観測史上最高の潮位を記録し、5,000人以上の死者・行方不明者を出した「伊勢湾台風」の高潮、紀伊半島に甚大な被害をもたらした、100人近い死者・行方不明者を出した「平成23年台風第12号」の豪雨等が該当します。

特別警報が出た地域は、数十年に一度しかないような非常に危険な状態にあります。周囲の状況や市町村から発表される避難指示・避難勧告などの情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとってください。

- ※ 登校前・下校後に特別警報が発令された場合・・・家庭での対応をお願いします。
- ※ 在校中に特別警報が発令された場合・・・学校で対応します。基本的には、解除されるまで、学校でお子様をお預かりします。

家庭の中で出来る防災活動は色々あります。

地域の防災訓練に親子で参加するなど家庭内で防災意識を高めてください。

災害の状況によっては学校が安全地域でない事態もあります。

学校の判断・決定をご理解いただいた上で、

家庭、地域で話し合いをしてください。

学校と協力し合い児童全員の安全を守っていきましょう。



2 保護者の方々へのお願い

(1) 引き渡しについて

- ア. 本校では、大規模地震が発生した時、警戒宣言が発令された時、または大きな事故や事件が生じた時等は、児童票記載の「緊急時の引き取り」をもとに、保護者または指定の引き取り者へ引き渡しを行います。引き渡しの際には、一斉メールにて連絡します。
- イ. そのため、毎年「児童票」を確認、提出していただきます。
2・4・6年生は昨年度分を赤で訂正してください。1・3・5年生は必要事項を記入の上2枚作成し、1枚を担当まで提出してください。「児童票」の提出は指定された日までをお願いします。
- ウ. 保護者以外の方が引き取る場合、誘拐防止等のため、「児童票」に記載されていない方への引き渡しはいたしませんので、お引取りの際は、対象ご本人様の確認ができます証しを提示願います。

(2) スマート連絡帳に登録をお願いします。

緊急時には、学校側の体制、保護者へのお迎えのお願いなどをスマート連絡帳で流すことになります。必ず登録をいただきますようお願いします。登録マニュアルは、新1年生説明会で配付しています。（入学のしおり内）また、学校ホームページにも掲載してあります。

児童一人一人にIDとパスワードがあります。また、スマート連絡帳が受信できなくなった場合は、速やかに副校長までご連絡ください。

(3) 災害伝言ダイヤル「171」について

【基本的な操作方法】

- ① 固定電話、携帯電話から「171」をダイヤルします。

[ガイダンス] こちらは災害用伝言ダイヤルサービスです。

録音される方は「1」、再生される方は「2」、暗証番号を利用する録音は「3」、暗証番号を利用する再生は「4」をダイヤルして下さい。

- ② 案内音声を聞いて、再生「2」を選択する。

- ③ 学校の電話番号「042-322-0618」を入力する。

3 災害発生時の学校の対応

(1) 台風等が接近した場合における対応

① 登校時に関わること・・・登校に関して、連絡網での連絡はいたしません。

メールで連絡します。下記事項の確認をして、対応をお願いします。

◎午前7時現在で、「府中市」に『特別警報』（大雨警報は該当しない）や『暴風警報』が発令されている場合は、**臨時休校**となります。

◎上記以外は、通常登校です。

- ・通学時の安全確保のため、保護者の方も可能な範囲で学校に付き添ってください。
- ・警報などが出ていなくても、大雨や落雷、電線の垂れ下がり、用水路の増水などで、危険が予知される場合は、各ご家庭で自宅待機等の判断をお願いいたします。その場合は学校に連絡ください。

※ 午前7時の時点で「府中市」に『特別警報』や『暴風警報』が発令されていなくても大型台風の接近等で危険が予知される場合は、臨時休校などの対応をすることがあります。その場合は「一斉メール」でお知らせいたします。

※ 翌日、荒天（「暴風警報」など）が予想される場合も、「一斉メール」にて学校の対応をお知らせします。「計画運休」によって、登校時刻が変わることもあります。

② 下校時に関わること・・・随時、一斉メールで連絡します。

ア、下校時に『特別警報』や『暴風警報』が発令されている場合には、児童を学校に待機させます。『特別警報』や『暴風警報』がいつまでも解除されない場合の対応（保護者の引き取り等）につきましても、随時、発信します。

イ、下校時に『特別警報』や『暴風警報』が解除されている場合でも、台風の予想進路や速度などの状況が急変し、児童の帰宅が危険と判断した場合、または、大雨等の影響による道路の冠水により、車道・側断溝との区別がつきにくいなど、安全に歩けない状況にある時には、学校待機となります。その場合には、引き取りをお願いすることもあります。また、安全に歩いて帰ることができるかと判断した場合には、一斉集団下校を実施します。その場合にも連絡します。

ウ、状況によっては、下校時刻を早めたり遅らせたりすることもあります。その場合にも、随時連絡をします。

※ 児童が自宅に入れるように、また、保護者の方の所在がわかるように、ご家庭での打ち合わせを十分にしておいてください。

- ③ 翌日に関わること・・・学校より通知にて、翌日の対応について連絡します。
(必要があれば)

※ なお、災害時の対応について、府中市教育委員会の対応が発出した場合には、その対応に従います。その場合には一斉メールにて連絡いたします。

※ テレビ・ラジオ、「気象庁」のホームページ
<http://www.jma.go.jp/jp//warm/1320600.html>
で「府中市」の警報・注意報の発令を確認してください。

(2) 府中市で地震が発生した場合の対応

児童が在籍していた場合

- ① 校内放送で大規模な地震が発生した事を児童に知らせ、混乱を起こさないように落ち着かせます。

- ② 授業または学校行事を直ちに中止します。

- ③ 教室内の児童は速やかに机の下に入り頭を守るよう指示します。

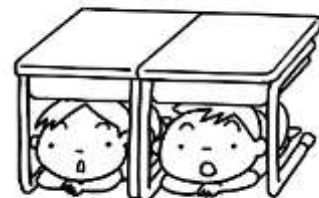
- ④ 窓ガラス、テレビ、戸棚、図書書架等から離れさせ、身を守らせます。

- ⑤ 校庭にいる児童は校庭の中心付近に移動し、しゃがんで待機します。

- ⑥ 体育館にいる児童は体育館の安全な場所へ移動し、待機します。揺れが収まったのを確認し、揺り返しに注意しつつ教員の引率の下校庭へ避難させます。

- ⑦ 避難時は防災頭巾、靴を着用させます。

(ただし、児童が教室外にいた場合、防災頭巾の着用が出来ない事があります。)



⑧「**お** **か** **し** **も**」を徹底させます。

(=**お**さない、**か**けない(はしらない)、**し**やべらない、**も**どらない)

⑨ 原則として、特別警報発令中は学校待機、帰宅可能な場合には、保護者への引き渡しとなります。 メールにより連絡いたします。

⑩ 保護者が引き取りに来るまで、学校で責任をもってお子様を保護いたします。

児童が校外（遠足等）にいた場合

① 児童の安否を確認後、学校から災害伝言ダイヤル171や一斉メール、ホームページ等の連絡により、児童の状況と対応方法等についてお知らせいたします。
(電話は不通になることが予測されます。)



② 帰校が可能な状況であれば、帰校し、保護者への引き渡しを実施します。
帰校できない状況（交通網遮断等々）の場合には、現地の災害対策本部等の指示を受け、その時点での適正な対応を考え、実施します（回線可能な場合には、災害伝言ダイヤル171や一斉メールでお知らせします。帰校が困難な場合には、現地まで迎えにきていただくことも考えられます）。

児童が登下校中の場合

日頃より、登下校中に大地震が発生した場合のお子様の対応について、ご家庭で話し合い、徹底しておいてください。

（例）各家庭の地理的条件や交通状況等を勘案して、地震発生状況に応じて判断できるようにしておく。

・学校に行く ・家庭に帰る ・近隣の〇〇への避難 ・その他

◎以上のお示ししました対応につきましては、現在考えられる基本的な対応です。緊急突発的な災害等が生じた場合には、より適正な方法を考え実施いたします。



(3) 警戒宣言が発令された場合

国で定められた大規模地震対策措置法の判定会議後、東京地方も準警戒地区に指定されます。
本校におきましても、警戒宣言が発令された場合には、確実に児童を保護者に引き渡すことができるように、以下の対応についてご理解とご協力をお願いいたします。



- ① 警戒宣言は、市役所からのサイレン（3回連呼）や消防車、パトカーのサイレンなどで伝えられるほか、テレビ・ラジオ等でも放送されますので、日頃から注意してください。

なお、学校からは、警戒宣言の発令に関する連絡は行いません。

- ② 登校前に発令された場合には、そのまま自宅待機になります。

- ③ 児童が在校中に警戒宣言が発令された場合には、原則として授業を打ち切り、警戒宣言が解除されるまで臨時休業になります。

※ 発令直後に保護者への引き渡しを行いますので、お子様を引き取りにご来校ください。

- ④ 児童を引き渡す際には、学校に保管している児童票記載の「緊急時の引き取り」をもとに、保護者または指定の引き取り者の方に、帰宅先を確認してから、引き渡します。

※ 引き取りのない児童については、引き取りの方が来られるまで、学校で保護
ます。

- ④ 警戒宣言解除につきましても、テレビ・ラジオ、市の広報等によって情報を得るようになしてください。解除後の授業再開の時期については、下記の通りです。

- 午前 7 時現在で解除されている場合・・・・・・・・・・ 平常通りの授業
- 午前 7 時以降で解除されていない場合・・・・・・・・・・ 当日休校とする
- 午前 7 時以降に発令された場合・・・・・・・・・・ 登校前；自宅待機
登校中；そのまま登校
在校中；校内待機

(4) 学校内で火災が発生した場合

- ① 火災発生の確認後、火災報知器により異常を知らせ、児童の安全を図ります。
- ② 火災報知器による異常を認めた場合は、校内放送により、どこで火災が発生したかを児童に知らせ、落ち着いた行動を取るよう指示します。
- ③ 教職員は火気を断ち、ガスの元栓を閉め、電気を消し、延焼を防ぐため窓・扉を閉めます。
- ④ 教職員は出火場所に応じてより安全な避難経路を選択して、児童には姿勢を低くさせ、ハンカチ等で煙を吸わないよう口を覆わせて、安全な場所（校庭等）に避難させます。
- ⑤ 避難時は防災頭巾、靴を着用させます（ただし、児童が教室外等にいた場合、防災頭巾の着用が出来ない事があります。）
- ⑥ 「**お** **か** **し** **も**」を徹底させます。
- ⑦ 教員が最終点呼を行い、児童の安全を確保します。
- ⑧ 鎮火後、授業継続に支障がないと確認された場合は、児童を教室に戻し授業を行います。
- ⑨ 授業継続が不可能と判断された場合、通常の下校体制で下校させます。
- ⑩ 下校時間は学校から、または学校から指示を受けたPTA本部から一斉メールでお知らせします。



(5) 不審者が校内に侵入した場合

- ① 校内放送で「大きな鳥が学校内に入ってきました(侵入しました)」と不審者が侵入した事を、隠語で知らせます。
- ② 各教室の前後の入り口を閉め、中が見えないようにし机を置くなどして、不審者の侵入を防ぎます。
- ③ 教員が児童を教室の奥に誘導し、児童の周辺も机などを置いて万全を期するようにします。
- ④ 教員は児童の安全確保のため、教室の入り口を見張り、万が一の場合は侵入を阻止します。
- ⑤ 通報によって駆けつけた警察官に不審者が拘束される、もしくは不審者が逃げ学校内の安全が確認されたら、校内放送で「大きな鳥は捕まりました」と事態が収拾した事を知らせます。
- ⑥ 校内放送を受け、教員は職員室にインターフォンで各クラスの安全を報告します。児童はそのまま教室で待機します。
- ⑦ 不審者逃走の場合は、安全を考慮しながら通常下校(仲良し下校)、または教員が1～2人引率する方面別下校状況によっては、引き渡しとします。

下校における体制の説明

危険度

最低 通常授業

特に危険が認められなかった場合、授業を中断する事なく通常授業を行います。

低 通常下校（なかよし下校）

特に危険は認められないが、十分な注意が必要な時に実施します。

児童がひとりで下校することにならないように同じ下校方向の児童と一緒に下校させます。

教職員は学区域内を巡視します。

中 方面別下校

通学路に大きな危険はないが、児童の安全を確保するために実施します。

学年（状況により全校）で時間を揃えて下校させます。教職員が、白明坂コースと黒鐘コース、一丁目コースに分かれ、児童を見送る形で下校します。この場合、児童は自宅付近で個々に別れて帰りますので、各地区で定められている解散場所に集合することはありません。コースの途中で保護者が児童を引き取ることも可能です。

学区の一番遠い所まで児童を送り届けますので、地区班別下校のコースと違うコースを通る場合があります。

高 引き渡し

災害の状況が極めて危険である場合に実施されます。

可能であれば一斉メールで保護者に伝えます。緊急放送やマスコミ報道で状況の確認をお願いします。授業を打ち切り、教職員が対応策を確認している間に児童は下校の支度をします。教員の指示のもとで児童は教室・校庭等、安全な場所で学級ごとに待機して、教員が児童票と照合しながら家族を確認して児童の引き渡しを行います。家族に引き渡すまで児童は学校で保護されます。

府中市立武蔵台小学校
令和7年度版

保存版(家庭数配布)